

越前市月尾サブセンターの指定管理者候補者の選定結果について

1 施設の名称

越前市月尾サブセンター

2 選定団体名称及び所在地

月尾サブセンター管理組合

越前市轟井町第21号29番地の1

3 応募団体名

月尾サブセンター管理組合

4 審査結果

選定基準	配点	月尾サブセンター 管理組合
市民の平等な利用が図られること。	10点	6.2点
公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	40点	23.4点
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20点	12.6点
公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	20点	12.6点
市長等が公の施設の性質又は目的に応じて指定する基準	10点	6.0点
合計	100点	60.8点